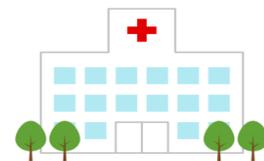


1. 人間ドック受診予約はお早めに！（申請〳切2023年1月末）

2022年度人間ドック受診を希望される方は、お早めに予約を行ってください。
（補助対象は30歳以上の被保険者及び被扶養者）

補助申請の受付〳切は2023年1月末までです。



昨年度は、特別対応として3月末まで期限を延長しましたが、本年度は延長を予定していません。
規程どおりの〳切期限となります。お間違いのないようにお願いします。
年末になると予約が混みあいますので、お早目の予約をお勧めします。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用について(情報提供)！

利用登録を行えば、マイナンバーカードを健康保険証として利用できることとなっています。
まだ、利用できる病院・薬局の数は少ないですが、今後増えてくるといわれています。
（キッコーマン総合病院はすでに利用可能）
マイナンバーカードを利用した場合のメリットには、医療費が高額になった場合に医療機関に
提出する「限度額適用認定証※」が不要になることが上げられます。

※「限度額適用認定証」は、入院などで病院に支払う医療費が高額になった場合に、本人の支払い額を
減額するために必要な書類です。健保が後から本人に給付する金額の一部を、病院が計算して、
本人請求額から除き、健保に請求します。

マイナンバーカードを保険証として利用する場合、必要な情報が連携されるので、
「限度額適用認定証」を健保組合へ交付申請し、病院に持参する手間がなくなります。

ただし、会社にマイナンバーの提出を未だしていない方は、情報連携できない場合がありますので
会社の指示する方法でマイナンバーを提出するようにしてください。

3. ジェネリック医薬品(後発薬)を希望しましょう！

調剤薬局の窓口でもらう薬は、「ジェネリック医薬品」を希望して下さい。
ジェネリック医薬品は、効果が変わらず安価なので厚生労働省も積極的に
推奨しています。健保組合の財政面からも願います。
ジェネリック医薬品を選択することもできたが、処方箋通りに先発薬で3月～5月に支払を行
なった方を対象に、封書「ジェネリック医薬品をお使いいただくために(ご案内)」を
8月末にお送りしました。
もしも、ジェネリック医薬品を選んでいただけていたら、ご自身の負担がどれだけ
減ったかを記載しています。



4. 特定保健指導の案内をしています

昨年度受診された「定期健康診断」や「人間ドック」の検査結果をもとに、
生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、「特定保健指導」の案内をお送りしました。
案内を受けた方は、指導を受けるようにしてください。
「特定保健指導」は、専門スタッフ(看護師、保健師、管理栄養士など)
生活習慣を見直すサポートを行なう内容となっております。



以上